

9月1日以降に新規申請される方が対象

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

申請要領

(申請のガイダンス)

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した
個人事業者等向け

2021年1月15日

「9/1～申請受付分」持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正「9/1～申請受付分」持続化給付金事務事業)

はじめに①

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

個人事業者は**100万円**まで

※ただし、昨年1年間の収入からの減少分が上限です。

■ 給付額の算定方法

前年の総売上（収入）－（2019年月平均比▲50%月の収入×12ヶ月）

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30～19:00（土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日）

開設期間 9/1（火）～2/28（日）予定 ※12/29（火）～1/3（日）は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

はじめに②

給付対象

フリーランスを含む個人事業者の方で、**雇用契約によらない、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入を、**主たる収入**として、税務上の**雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方**等が対象となります。

(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「**持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)**」に従って申請を行ってください。)

給付対象の方の一例

- ・**雇用契約によらず、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入がある方で、これらの収入を確定申告における**主たる収入**として、雑所得又は給与所得の収入として確定申告をした方
- ・**委任契約に基づき**、音楽教室や学習塾の講師など、「生徒を教える」という役割を委任されている方
- ・**請負契約に基づき**、成果物を納品されているエンジニアやプログラマー、WEBデザイナー、イラストレーター、ライターなど
- ・**業務委託契約に基づき**、化粧品や飲料など、特定取引先の商品を届け、集金する業務を委託されている方など

※上記の職種であっても、**会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)**は対象になりません。ただし、2019年中に独立・開業した場合は対象になり得ます。

給付対象外の方の一例

- ・確定申告書上で、**事業所得で確定申告をした方**(**持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)**)に従って申請を行ってください。)
- ・**被雇用者(会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。))**
- ・**被扶養者の方**

※上記に該当しない方でも、**暗号資産(仮想通貨)の売買収入、役員報酬など、事業活動によらない収入については給付額算定の対象外になります。**

概略①(申請の流れ)

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力[仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報

個人事業者の基本
事項と、ご連絡先

● 売上額

入力すると、給付申請額
を自動計算！

● 口座情報

【通帳の写し】を
アップロード！

を入力

5

必要書類を添付

① 確定申告書第一表の控え

④ 通帳の写し

② 対象月の売上台帳等

⑤ 本人確認書類の写し

③ 国民健康保険証の写し

⑥ 業務委託契約等収入があることを示す書類

など

※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮って下さい！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常の事業収入での申請に比べ、入金までに時間がかかります。
審査の結果、給付要件を満たさない場合には、給付されません。

概略② (申請のうち本登録の流れ)

宣誓・同意事項のチェック

持続化給付金を申請するにあたりP.10の8項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.33へ

申請フォームの入力

収入等の情報

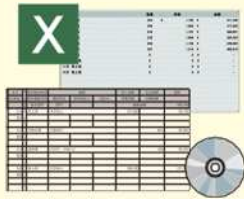
- ① 2019年の収入情報
- ② 2019年の月平均の収入

※2019年の月平均の収入は年間収入から自動的に1/12として計算されます。

- ③ 対象月の月間収入(2020年の売上減少月の金額) → 【給付申請額】は自動計算されます

添付資料

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え **計1枚**
※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印(受付日時が印字)されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。
- ② 対象月の業務委託契約等収入が分かるもの(2020年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること)
※売上台帳、帳面、その他の事業活動からの収入を示すもの(様式は自由です)。
- ③ 2019年の業務委託契約等収入があることを示す書類
※業務委託契約書、支払調書、源泉徴収票、通帳の写し等。
- ④ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し



口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード ● 支店名
- 支店コード ● 種別(普通・当座) ● 口座番号
- 口座名義人



添付資料

- ① 申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ② 本人確認書類の写し(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
 - (1) 運転免許証(両面)
 - (2) 個人番号カード(オモテ面のみ)
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限り)
※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る
 - (1) ~ (4) を保有していない場合には、(5) 又は(6) いずれかの組み合わせで代替することができる
 - (5) 住民票の写し及びパスポートの両方
 - (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

申請の手続

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請の特例

※通常申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

1. 申請の要件を確認する(給付対象者・不給付要件)

給付対象者・不給付要件

● 給付対象者(特例によって異なる場合があります)

- (1) 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上されるもの(以下「業務委託契約等収入」という。)(売上)^{*1}を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。

^{*1} 詳細は次ページを参照下さい。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入(2019年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」欄に記載されるものを12で割ったもの)に比べて、業務委託契約等収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)があること。

※対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※対象月の収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

- (3) 2019年以前から被雇用者^{*}又は被扶養者ではないこと

※会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)をいいます。ただし、2019年中に独立・開業した場合は対象になり得ます。

- (4) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない(又は「0円」)こと

(4)で確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がある方は対象外です。持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)に従って申請して下さい。

注：一度給付を受けた方は、再度申請することができません。

● 不給付要件

下記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する(業務委託契約等収入)

業務委託契約等収入

(1) 業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

- ①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること
- ②税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上される収入であること

※その全部又は一部について、事務局に提出する証拠書類等により、事業活動によるものであることを示せる必要があります。

(2) 「主たる収入」であるかは、2019年の確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。

①確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 その他」又は「給与」の欄（以下の図の㉗又は㉘）に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（㉕～㉘）の中で最も大きいこと。

②確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑 その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

※㉗㉘欄の両方に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算（ただし、事業活動以外の収入は差し引く。）して2019年の年間業務委託契約等収入とします。

※ただし、「事業収入」（以下の図の㉗又は㉘）がある場合には、対象外です。「申請要領（個人事業者等向け）」に従って申請して下さい。

※給与収入で確定申告義務がない場合は、P.34を参照下さい。

確定申告書第一表（B様式）

㉗又は㉘に記載がある（「0円」でない）場合は「申請要領（個人事業者等向け）」で申請して下さい

収入金額等	事業所得	㉗	
	業農所得	㉘	
収入金額等	不動産所得	㉕	
	利配所得	㉖	
収入金額等	給与所得	㉗	
	雑所得	㉘	
収入金額等	公的年金等	㉙	
	その他	㉚	
収入金額等	総合譲渡	㉛	
	一時所得	㉜	

収入金額のうち、㉗又は㉘のみ対象。
㉕～㉘の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

※A様式の場合、一部項目が申告書にありませんが、同様の基準で考えます。

1. 申請の要件を確認する(申請期間・方法)

申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとしておりましたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を**令和3年2月15日**まで延長いたします。

なお、書類の提出期限延長の申込期限は**令和3年1月31日**までとなります。
延長の申込の仕方は事務局HP内のお知らせ(<https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20210114.html>)をご確認ください。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)からの電子申請。

(電子申請の詳細はP.13～を参照して下さい。)

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請して下さい。

■ 入力必須事項

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------|---------|
| ① 屋号・雅号(屋号・雅号がない場合は不要) | ② 業種 | ③ 申請者住所 |
| ④ 申請者氏名 | ⑤ 生年月日 | ⑥ 連絡先 |
| ⑦ 年間業務委託契約等収入(売上)及び収入に関する情報 | ⑧ 対象月 | |
| ⑨ 対象月の業務委託契約等収入(売上) | ⑩ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報 | |

■ 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え等
- (イ) 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
- (ウ) P.25の業務委託契約等収入があることを示す書類(アの収入が業務委託契約等収入であることを示すもの。)
- (エ) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
- (オ) 申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
- (カ) P.24の本人確認書類
- (キ) その他事務局等が必要と認める書類

※ (ア)について、2019年分の**確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印**(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。**自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。**これらの提出が難しい場合には、P.17をご覧ください。

(参考) 「受信通知(メール詳細)」及び「申告データ(確定申告書第一表等)」の確認方法について(令和2年5月12日)

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm)

※ (イ)については、対象月の収入額(合計額)がわかる売上台帳等を提出して下さい。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

1. 申請の要件を確認する(宣誓・同意事項)

宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の8項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。
(申請画面にて、宣誓・同意いただきます。)

● 宣誓・同意事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること(P.7参照)
- (2) 入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- (3) 給付額の算定に当たって用いる業務委託契約等収入の金額について、個人事業者等としての事業活動以外からの収入が含まれていないこと(事業活動以外からの収入の例：独立前の被雇用者としての給与収入、役員報酬、暗号資産(仮想通貨)の売買収入等)
- (4) 不給付要件に該当しないこと(P.7参照)
- (5) 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (6) 不正受給が判明した場合には、持続化給付金給付規程(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)に従い給付金の返還等を行うこと
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- (8) 持続化給付金給付規程(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)に従うこと

1. 申請の要件を確認する(給付額の算定方法)

給付額の算定方法

給付金の給付額は、**100万円を超えない範囲**で、**2019年の年間業務委託契約等収入(売上)**から、**対象月の業務委託契約等収入(売上)に12を乗じて得た額**を差し引いたものとします。

※月間の業務委託契約等収入が、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比べて50%以下となる月で任意で選択した月を【**対象月**】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

■ 給付額の算定式

S:給付額(上限100万円)

A:2019年の年間業務委託契約等収入

B:対象月の業務委託契約等収入

$$S=A-B\times 12$$

給付の上限は**100万円**となります。

1. 申請の要件を確認する(算定例)

給付額の算定例

■ 算定例1 (2020年4月を対象月とした場合)

2019年の年間業務委託契約等収入：300万円

※月平均の業務委託契約等収入：300万円/12＝25万円

2020年4月の業務委託契約等収入：10万円 ← 60%減

【2019年・2020年の収入例① (単位は「万円」)】

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

⇒2019年の月平均の収入が25万円、2020年4月の収入が10万円であり、**50%以上減少している**
(60%減)ため給付対象

【給付額】

180万円＝300万円－10万円×12

180万円＞100万円(上限額)

給付額100万円

■ 算定例2 (2020年4月を対象月とした場合)

2019年の年間業務委託契約等収入：300万円

※月平均の業務委託契約等収入：300万円/12＝25万円

2020年4月の業務委託契約等収入：20万円 ← 20%減

【2019年・2020年の収入例② (単位は「万円」)】

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	20								

⇒2019年の月平均の収入が25万円、2020年4月の収入が20万円であり、**50%以上減少していない**
(20%減)ため給付対象外

申請の手続

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請の特例

※通常申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

2. 申請する(基本情報・口座情報の入力)

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください、ない場合、入力は不要です
②	業種(日本産業分類)	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください(申請画面で選択式)
③	申請者住所	本人確認書類と同じ 郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
④	書類送付先	②と同じ場合は記載不要 郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
⑤	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑥	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑦	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑧	申請者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑨	年間業務委託契約等収入	2019年の雇用契約によらない業務委託契約書等に基づく事業活動からの収入額(「 雑その他 」又は「 給与 」の中に含まれるもの)を入力してください
⑩	収入に関する情報	確定申告書に基づき、 2019年の収入に関する情報 を入力してください
⑪	対象月	対象月 を入力してください
⑫	対象月の業務委託契約等収入(売上)	2020年の対象月の業務委託契約等収入(売上) を入力してください
⑬	確定申告書類の収受印日付	確定申告書別表一の控えに押印されている収受印の日付を入力してください

口座情報の入力

①	金融機関名	銀行名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード(3桁の数字)
⑤	種別	普通預金/当座預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	申請者名と一致するもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2. 申請する(収入金額の入力①)

Web申請 収入金額入力画面

<申請画面での入力手順1／3>

① 添付書類として提出する**2019年の確定申告書第一表**をお手元にご用意の上、**各項目に確定申告書の金額を転記**して下さい(転記する該当部分はP.8参照)。

⇒「**給与**」(㊸)のうち**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(α)**」及び「**雑 その他**」(㊹)のうち**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(β)**」に、㊸及び㊹の金額が自動入力されます。

※単位は「円」です

「事業」欄に記載がある方(「0円」でない方)は対象外です。
「持続化給付金申請要領(「個人事業者向け」)」に従って申請下さい。

「給与」「雑 その他」に記載のある方のみが対象となります。

「総合譲渡」、「一時」は記載不要です。

確定申告書第三表に記載する収入がある場合、これらの収入が主たる収入とならないことを宣誓して下さい。
※例えば、「先物取引」等が主たる収入となる場合には、要件を満たしません。

① 確定申告書から転記

自動入力

※申請画面は変更になる場合があります。

<申請画面での入力手順2／3>

②-1 「**給与**」(㊸)のうち**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(α)**」の金額の中に**事業活動以外からの収入**が含まれる場合、**αの金額を事業活動による収入(業務委託契約等収入)のみに修正**して下さい。

②-2 「**雑 その他**」(㊹)のうち**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(β)**」の金額の中に**事業活動以外からの収入**が含まれる場合、**βの金額を事業活動による収入(業務委託契約等収入)のみに修正**して下さい。

(「独立前の被雇用者としての給与収入」、「役員を務める会社の役員報酬」、「暗号資産(仮想通貨)の売買収入」などの事業活動以外からの収入は含めることができないため、事業活動以外からの収入を差し引いた数字に修正して下さい。)

※ α及びβの合算がA欄に自動入力され、給付額算定時の2019年の年間収入となります。

Aの欄に事業活動以外からの収入が含まれていることが発覚した場合、不正受給とみなされ、返還を求めるとともに、延滞金の請求、氏名等の公表、刑事告発等を行う場合があります。

2. 申請する(収入金額の入力②)

Web申請 収入金額入力画面

※単位は「円」です

前号	◎		円
加均	×		円
総計	◎		円

特

公的年金	◎		円
その他の	◎		円

総合所得

32月	◎		円
最終	ひ		円
一括	◎		円

I 控除事項

☐ 上記の他に、またご本人となるようお記入ください。▶詳細

☒ 上記の「⑤ 給与」のうち、
雇用者負担分等に際して事業主側からの収入

円▶詳細

☒ 上記の「⑥ その他の数」のうち、
雇用者負担分等に際して事業主側からの収入

円▶詳細

上記の収入を考慮した後の： 選択してください ▼

2025年度の標準税率は課税対象額（A）×（B）で計算
☒ A = ☒ B = 0 円

標準上乗せ（C）を計算：
0 - C × D = 円

売上高の引当金率

2020年度

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

対象月を選択してください。

検索済みの期間または任意の日付範囲 円

II 給付条件

☒ **条件 1**

対象月の雇用委託契約等収入が標準金額と（給与・対価額の月平均金額）で50%以上減少している。

☒ **条件 2**

給付予定額の0円より多い。

☒ **0円（上限100万円）給付対象外です。**

☒ **給付対象外**

次へ進む ▶

このサイトについて サイトマップ プライバシーポリシー ご利用にあたって

※申請画面は変更になる場合があります。

「**給付申請額**」が自動で計算されますので、誤り(桁の間違いなど)がないか、必ず確認して下さい。

<申請画面での入力手順3／3>

③「売上減少の対象月」と「対象月の業務委託契約等収入(B)」を入力して下さい。

⇒給付申請額が自動で算定され、入力されます。**給付申請額は申請後に変更できませんので、**

誤り(桁の間違いなど)がないか今一度確認して下さい。

※「対象月」とは、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて、業務委託契約等収入が50%以上減少した月に限ります。2020年1月から申請を行う月の属する月の前月までの間で、収入が50%以上減少した月を任意に選択して下さい。

※「対象月の業務委託契約等収入」とは、「対象月」の業務委託契約等収入のことで、P.21に従って提出する「売上台帳」等に記載される月間収入のことをさします。

2. 申請する(証拠書類等の添付)

証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	・確定申告書第一表の控え(1枚)	P.18
②	対象月の売上台帳等	・2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	P.21
③	国民健康保険被保険者証の写し	・申請者名義の国民健康保険証の写し	P.22
④	通帳の写し	・銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・口座番号・口座名義人が確認できるもの	P.23
⑤	本人確認書類の写し	・本人確認書類の写し	P.24
⑥	業務委託契約等収入があることを示す書類(①の収入が業務委託契約等収入であることを示すもの)	・業務委託契約書 ・支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し ・通帳の写し 等	P.25 } P.30

【確定申告書類について(原則)】

確定申告書第一表の控えには**収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること(自宅からのe-Taxによる申告の場合は、**「受信通知(メール詳細)」を添付**すること)が必要です。(P.18・19)

※なお、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、給与として受け取っているため、確定申告義務がなく、確定申告していない方に限り、確定申告書第一表の控えを、税理士の確認を受けた**「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」**で代替することができます。(P.35)

【例外1】

収受日付印(受付日時の印字)又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在せず、上記によらない場合には、**提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(総所得金額の記載のみで可)を提出することで代替することができます。**この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。(P.20)

【例外2】

例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、**給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、また、確認の結果、給付金の給付ができない場合があります。**

納税証明書
(その2所得金額用)

納税者(氏名):
住所(〒):

納税年度: 令和元年度

所得	所得金額	課税所得金額	所得税額	住民税額	合計額
給与所得					
退職所得					
雑所得					
合計					

納税(控除)額: 円

納税(控除)率: %

納税(控除)額: 円

納税(控除)率: %

納税証明書 (その2所得金額用)

注: 納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい(請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。)。詳しくは**国税庁(e-Tax)のHP**をご覧ください。

(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-1確定申告書)

①-1 確定申告書類

● 確定申告書第一表の控え(1枚)

→ 2019年分を提出して下さい

※確定申告書第一表の控えには**収受日付印が押印(受付日時が印字)**されていること。

■確定申告書第一表(1枚)

[illegible]

事業収入の欄に記載がある(「0円」でない)方は対象外です。「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請して下さい。

[illegible]

「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」のみ対象

[illegible]

税務署でe-Taxにて確定申告した場合

- ※**e-Tax**を通じて申告を行っている場合、**P.19**を参照して下さい。
 ※紙での申請を行っており、**收受日付印**の押印がない場合、**P.20**を参照して下さい。
 ※各データの保存形式は**PDF・JPG・PNG**でお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-2 e-Tax)

①-2 確定申告書類 e-Tax -確定申告書(2枚)-

■受信通知(メール詳細) (1枚)

受信通知		
送信されたデータを受け付けました。 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。		
提出先	東税務署	
利用者識別番号	1987311913108026	
氏名又は名称	システム関	
受付番号	20200330084142711518	
受付日時	2020/03/30 08:41:42	
年分	令和01年分	
種目	所得税及こみ基異特別所得税	
所得金額	—	
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	—
「所得金額」欄について		所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



＜確定申告書第一表＞（1枚）

[illegible]

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要とします。

※e-Taxを通じて申請を行っており、受信通知(メール詳細)がない場合、P.20を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-3特例)

①-3 確定申告書類 収受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合

■納税証明書(その2所得金額用) (1枚)

納 税 証 明 書

(その2 所得金額用)

住 所 (納税地)

氏 名 (姓 名)

税 目			
年 分	所 得 金 額		備 考
	申告 額	更正・決定額の額	

(備 考)

☐ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは納税地(国税事務所)の調査による更正等により異動が生じる場合があります。

署名(印) 日

上記のとおり、申述ないことを証明します。

令和 年 月 日

経理事務長

経理事務官

収受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2 所得金額用)」「総所得金額の記載のみで可)を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁のHP](#)をご覧ください。

＜確定申告書第一表＞

[illegible]

※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印(受付日時の印字)は不要です

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付②売上台帳等)

②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の収入額(合計額)がわかる売上台帳等を提出して下さい。

フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の収入であること及び対象月の業務委託契約等収入の合計額を確認できる資料を提出して下さい。(「2020年●月」や「合計●円」が明確に記載されている等)

経理ソフトから 抽出した売上データ



日付	相手勘定科目	摘要		収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手補助科目	補助科目	相手校区分	校区分	消費税額	消費税額
	相手部門	部門			繰越金額	
5/1	売上高	本日売上			157,020	-186,750
001						-29,730
5/2	消耗品費	文房具代				864
002						-30,594
5/4	通信費	切手代 @84×2				168
005						-30,762
5/6	売上高	本日売上			168,320	137,550
008						

エクセルで作成した 売上データ



销售	数量	单价	金额
3月 売上高	354	¥ 1,162	411,348
4月 売上高	309	¥ 1,028	317,652
5月 売上高	243	¥ 1,107	268,001
6月 売上高	238	¥ 1,069	254,422
7月 売上高	208	¥ 1,158	240,864
8月 売上高	387	¥ 1,214	469,816
9月 売上高	0	¥ 0	-
10月 売上高	0	¥ 0	-
11月 売上高	0	¥ 0	-
12月 売上高	0	¥ 0	-

手書きの売上帳の コピーなど

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付③国民健康保険)

③国民健康保険証

申請者本人名義の国民健康保険証(オモテ面のみ)

国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号 00	番号 00
氏名	性別	
生年月日		
資格取得日		
交付年月日		
世帯氏名		
住所		
保険番号	保険者	

※有効期限内であるものの提出をお願いします。

※原則として資格取得日が2019年以前のものに限ります

※制度上の理由により、国民健康保険証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類		
任意継続被保険者	①	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②の いずれか
	②	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分) (オモテ面)		
中小企業協同組合法 第3条第4号に規定する 「企業組合」に属する 個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は 企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。)		1枚の書類 で①②を示 すもの

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付④通帳の写し)

④通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写し。

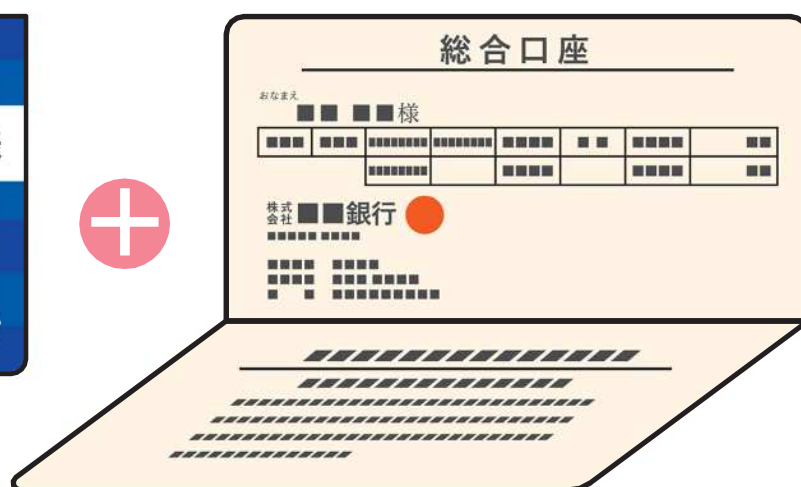
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子手帳 画面コピー



!!ご注意ください!!

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません!

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付⑤本人確認書類)

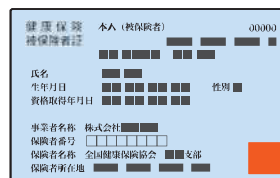
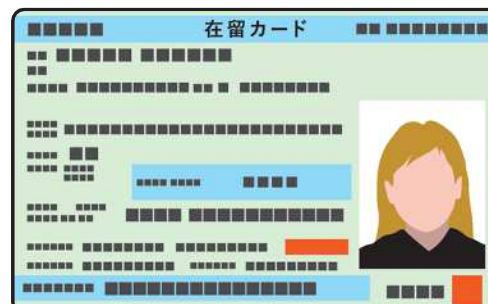
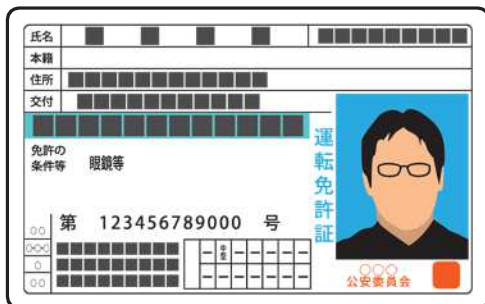
⑤本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
 - (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- ※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(⑥業務委託契約等収入があることを示す書類)

⑥業務委託契約等収入があることを示す書類

■2019年の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類として下記の①～③の3種類の書類の中からいずれか2つの書類(詳細は次ページ)の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する①～③の書類を提出いただければ問題ありません。

※スキャン画像だけでなく、スマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付**をお願いします。

※いずれの書類も、**2019年中に**業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限ります。また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りします。

	業務委託契約等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容	参照
	業務委託契約書等	・報酬支払者との業務委託契約等の契約書	P.27
①	持続化給付金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者と契約があったことを証する書類	P.28
	支払調書(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの	P.29
②	源泉徴収票(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの。①との組み合わせが必須	
	支払明細書	・支払者の署名又は記名押印のあるもの	
③	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分	P.30

①業務委託契約書等又は持続化給付金業務委託契約等契約申立書

①-1【業務委託契約書等】

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書(全てのページ)で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

①-2【持続化給付金業務委託契約等契約申立書】

(事務局が定める様式)申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し

②-1【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票(お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。)

②-2【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書(様式は問いません。ただし、支払者の署名又は記名押印のあるものに限りします。署名又は記名押印は事後的に追加いただいても構いません。)

③通帳の写し

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳。

(申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ(該当箇所が分かるようにマーカーなどで印をつけて下さい))

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(業務委託契約等収入があることを示す書類の一覧)

業務委託契約等収入があることを示す書類組み合わせ表

「業務委託契約等収入があることを示す書類」については、以下の組み合わせでご提出いただくことができます。

(例：1つめの書類として、「業務委託契約書等」を選んだ場合は、2つめの書類は②のどれか1つ又は③の通帳の写し)

				1つめの書類					
				① 業務委託契約書等又は持続化 給付金業務委託契約等 契約申立書		② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し			③ 通帳の写し
				どちらか1つ		どれか1つ			
				業務委託 契約書等	持続化給付金 業務委託契約 等契約申立書	支払調書 の写し	源泉徴収票 の写し	支払明細書 (署名又は記名 押印)の写し	通帳の写し
2つめの書類	①	どちらか1つ	業務委託 契約書等			○	○	○	○
			持続化給付金 業務委託契約等 契約申立書			○	○	○	○
	②	どれか1つ	支払調書 の写し	○	○				○
			源泉徴収票 の写し	○ (※)	○ (※)				
			支払明細書 (署名又は記名 押印)の写し	○ (※)	○ (※)				○
	③		通帳の写し	○	○	○		○	

※1つめの書類で「源泉徴収票」又は「給与に係る支払明細書(給与明細等)」を選んだ場合は①のいずれかが必須となります。(「源泉徴収票と通帳の写し」、「支払明細書と通帳の写し」を提出しての申請はできません)

●①の「業務委託契約書等」と「持続化給付金業務委託契約等契約申立書」の2つを組み合わせで提出することはできません。また、②の「支払調書」と「源泉徴収票」と「支払明細書」の写しの中の2つを組み合わせで提出することはできません。

●どの組み合わせで提出いただく場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りです。

(例：業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の「支払者」が同一等)

2. 申請する(業務委託等の契約書)

①-1業務委託契約等の契約書(業務委託契約書等)

業務委託契約書	
株式会社A（以下「甲」という）と株式会社B（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結した。	いよう留意する。 2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。
(業務委託の内容) 第1条 甲は、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。 (1) ○の助言・指導業務 (2) ○に関する情報提供業務	本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。 平成○○年○○月○○日
(契約期間) 第2条 本件業務は、本契約締結日から平成○○年○○月○○日までとする。	甲 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社 A 代表取締役 ○○ ○○ 印 乙 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社 B 代表取締役 ○○ ○○ 印 ↑
(業務の対価) 第3条 本件業務の対価は、月額金○円とする。	
(対価の支払条件) 第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月25日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。	
(業務の実施) 第5条 乙は、自らの直に属さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。	
(善管注意義務) 第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。	
(著作権の帰属) 第7条 1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用することができ、乙はこれを異議なく許諾する。 2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。	・契約を締結した当事者の署名又は記名押印(署名等)があるもの ・ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません
(第三者の権利侵害) 第8条 1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利（以下「著作権等」という）に抵触しないよう留意する。	

【業務委託契約書等】

- 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書（全ページ。様式は問いません。）で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印(署名等)があるもの（申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません）。
- ※申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限り（申請者が発注者の場合等は認められません）。
- ※業務委託契約等の契約内容が分からないもの（内容・期間・報酬の記載がない等）は認められない場合があります。
- ※また、契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに個人事業者としての事業活動によらないと考えられる契約書については、契約の内容にかかわらず認められません。
- ※業務委託契約書等は、内容の確認に時間を要する可能性があります。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(業務委託が行われたことを示す申立書)

①-2持続化給付金業務委託契約等契約申立書(事務局様式)

作成した日付を記載 して下さい。	年 月 日
署名又は記名押印	持続化給付金事務局 殿 (申請者住所) (申請者氏名) (申請者連絡先) (契約者住所) (契約者の名称又は氏名) (契約者連絡先) 印 印 持続化給付金業務委託契約等契約申立書
申請者の名称、契約 の相手方の法人名・ 名称等を記入してく ださい。	●●(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない●●(申請者氏名)は、持続化給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年1月1日から12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。 なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、持続化給付金申請規定における不正受給等に該当するものとします。
業務内容、契約締結 の期間、契約に基づ く報酬額について、 簡潔に記載してくだ さい。	記 1 業務委託契約等の内容 2 業務委託契約等の期間 3 業務委託契約等の報酬等 以上 注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。 注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。

【持続化給付金業務委託契約等契約申立書】

- 申請者及び業務委託契約等の発注者が業務委託契約等を締結していたことを証する申立書(事務局が定める様式)で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(支払調書・源泉徴収票・支払明細書)

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書

【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る)又は源泉徴収票(「給与所得の源泉徴収票」に限る)

※2019（令和元）年分に限ります。お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。なお、源泉徴収票を提出される場合は、P.27又はP.28のいずれかの書面が必須となります。

[illegible][illegible]

【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書で、**支払者の署名又は記名押印のあるもの。**

- ※様式は問いませんが、「支払者が発行した2019年の支払を示す明細書で、支払者、支払先(申請者)、金額、時期が分かるもの(又はこれに相当するもの)」に限ります。
- ※申請者が発行する領収書・請求書等、契約の履行を示すものではない見積書・発注書等は認められません。給与に係る支払明細書の場合には、源泉徴収票と同様に、P.27又はP.28のいずれかの書類が必須となります。
- ※支払者の署名又は記名押印は事後的に追加いただいても構いません。
- ※確認に時間がかかり、また、確認の結果給付できない場合があります。

署名又は記名押印

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(通帳の写し)

③通帳の写し(名義人及び報酬の支払いが分かるページ)

①通帳の名義人が分かる部分



電子手帳 画面コピー

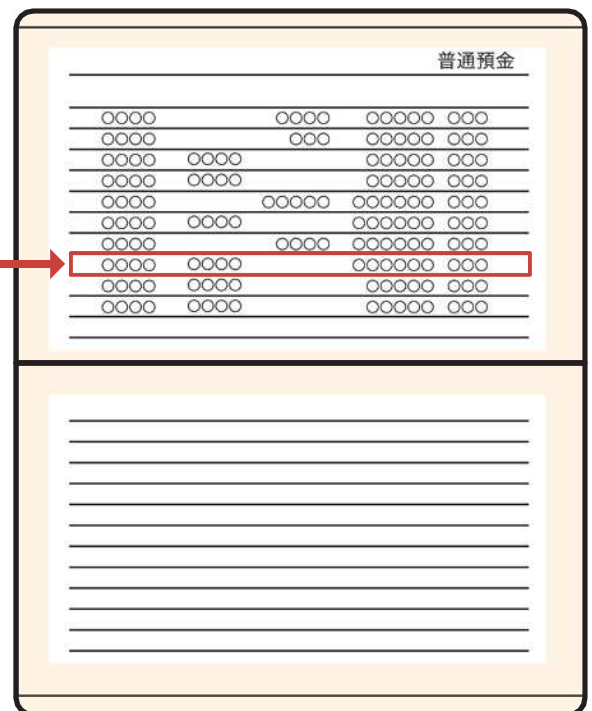


又は



②報酬が支払われたことが分かるページ

業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと(支払者・日付を含む)が分かる箇所にマーカーなどで印をつけた上で、該当ページの写しを提出下さい。



【通帳の写し】

○契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳
(以下の①②の双方が必要です)。

①通帳の名義人(申請者本人名義)が分かる箇所を含むページ

②業務委託等による報酬が支払われたことが分かる箇所を含むページ

※なお、通帳に記載されている報酬の支払者(振込名義人)が、他の証拠書類等(業務委託契約書等)と一致(名称が全て表示されない場合は部分一致)する必要があります。

※年間の業務委託契約等収入の全てを示す必要はありません(いずれか1カ所で可)。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(申請後の流れ・不正受給時の対応)

※申請が完了すると給付額の変更は受け付けられません
※重複申請は給付の遅れに繋がりますのでご遠慮下さい

申請後の流れ

申請いただいた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。その際、追加の資料提出等を求める可能性があります。

通常の事業収入の場合（中小法人向け、個人事業者等向け）に比べて、確認に時間がかかり、入金までに大幅な時間を要する場合があります。また、確認の結果、申請内容が給付要件を満たさない場合には、給付できません。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の**返還請求。**
- ②申請者の**屋号・雅号・氏名等を公表**。不正の内容が悪質な場合には**刑事告発。**

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日) 予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請の手続

通常申請

1. 申請の要件を確認する

2. 申請する

申請の特例

※通常申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

注：申請の特例に設定された条件を満たさなかった場合も、
給付要件を満たしていれば通常申請を行うことは可能です。

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない場合 税理士の確認を受けた確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書	P.34・35
A-2	2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合(A-1に該当する場合を除きます。) 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え	P.34
A-3	「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合、又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え	P.34

B: 給付額に関する特例

B-1	新規開業特例 2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例 個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書 ※開業日・開始年月日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前 2019年分の確定申告書	P.36~38
B-2	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例 罹災証明書等	P.39

 は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

A-1、A-2、A-3 証拠書類等の特例

2019年の収入に関する証拠書類等として、2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、下記の代替の証拠書類等を提出のうえ、申請して下さい。

A-1 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「給与」として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない場合

→ 「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」に必要事項を記入し、税理士の署名又は記名押印の上、確定申告書に代わる証拠書類として提出して下さい。（詳細はP.35）

A-2 2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合（A-1に該当する場合を除きます。）

→ 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出して下さい。

A-3 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、又はその他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合

→ 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控えを提出して下さい。

※この場合、給付額の算定に当たっては、2019年の年間業務委託契約等収入に代わり、2018年の年間業務委託契約等収入を用いることとします。

A-1 確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

・確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書(1枚)

この部分は
申請者が記入
して下さい。

税理士の確認を
受けた上で、この
欄は税理士に記
載してもらって
下さい。
(署名又は記名押
印が必要です。)
本欄を申請者が
記載した場合、
虚偽申請となり、
不正受給に問わ
れる可能性があります。

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（主たる収入が雑所得・給与所得の収入の個人事業者等向け）第11条第1項第1号の規定に基づき、令和元年（2019年）の収入金額及び確定申告を要しないことについて、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

注：令和元年（2019年）分の確定申告を要する場合には、本申立書を用いて申請できません。
注：雇用契約による給与収入（パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等を含む）がある場合は、申請できません。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)

(申請者住所)

(申請者電話番号)

2. 私（申請者）の令和元年（2019年）の収入金額は以下の通りです。

区分	収入金額
給与収入	円
その他の収入（区分・金額を記載）	

※譲渡所得、一時所得、退職所得に係る収入は記載不要

3. 申請者が確定申告を要しないことの確認

私（申請者）は、所得税法に規定する確定所得申告を要しない場合に該当します。

(チェック欄)
☐

以上

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記2.及び3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)

(事務所名称)

(事務所住所)

(税理士登録番号)

記入した日付を
記載して下さい。

申請者の記名
又は署名押印
をして下さい。

収入金額を1円
単位で記載して
ください。
給与収入以外
がある方は、そ
他の欄に所得
区分と金額を記
載してください。

確定申告義務
がない（以下の
ケース）ことを
確認し、チェック
してください。

※1 本申立書を用いて確定申告書の代替とできるのは以下の方です。

- ①「給与」を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の場合
- ②「給与」を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円以下の場合。

※2 なお、確定申告義務がない場合であっても、その他の収入があり、各区分の収入額が給与収入よりも大きい場合には申請できません。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

B-1 新規開業特例

2019年1月から12月末までに新規開業した事業者は、下記の適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

● 適用条件

2020年の対象月の業務委託契約等収入が、**2019年の月平均の業務委託契約等収入より50%以上減少**している場合。

■ 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S: 給付額(上限100万円)

A: 2019年の年間業務委託契約等収入

M: 2019年の開業後月数(開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B: 対象月の業務委託契約等収入

追加が必要な証拠書類等(以下のいずれか)

- 個人事業の開業・廃業等届出書(税務署に提出したもの)
(開業日**2019年12月31日以前**かつ収受日付が**2020年4月1日以前**)
- 事業開始等申告書(地方自治体に申告したもの)
(開始年月日**2019年12月31日以前**かつ受付日付が**2020年4月1日以前**)

算定例

2019年10月に開業 2020年3月を対象月とした場合

月	2019年									2020年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円							30	40	50	30	30	20

2019年の業務委託契約等収入合計・120万円
月平均の業務委託契約等収入・40万円

対象月の
業務委託契約等収入
20万円

50%減

A (2019年の年間業務委託契約等収入) = 30 + 40 + 50 = 120万円

M (2019年の開業月数) = 3か月

B (2020年の対象月の業務委託契約等収入) = 20万円

$120 \div 3 \times 12 - 20 \times 12 = 240 > 100$ 万円(上限額)

給付額100万円

— 37 —

B-1 新規開業特例

■ 事業開始等申告書

当該申告書は、開始・廃止・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であり、かつ受付印記載の受付日付が2020年4月1日以前であること。

※ 受付印が押印されていること。

受付日付が2020年4月1日以前であること。

開始・廃止・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

		新(変更後)	旧(変更前)
事務所(事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
	事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。		
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立その他()
※法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。 年 月 日 氏名 印 都税事務所長 支庁長 殿			

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-2 罹災特例(罹災の影響を受けた事業者)

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等(発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。)を提出する場合に限り、2019年の収入に代えて、罹災した前年の収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出して下さい。

(登録番号)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 半壊未満 ☐ 半壊に達しない(一部損壊)
(追加記載事項②)	
※住家とは、現時に居住(世帯が生活の本拠として日常物に使用していることという。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急補修等の対象となる住家)	
(追加記載事項③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 〇〇市町村長 印	

※罹災証明書の名称は各自治体により異なる場合があります

■ 代替が必要な証拠書類等

① 罹災前年分の確定申告書類(2019年の確定申告書類を代替)

■ 追加が必要な証拠書類等

② 罹災証明書等(発行年は、2018年又は2019年のものに限りま)

※給付額は①の確定申告書類を元に計算します。